

熊本県公報

第12903号
令和2年(2020年)
2月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 2
- 収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (会計課) 2
- 熊本港港湾施設の概要…………… (港湾課) 2
- 八代港港湾施設の概要…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 5
- 建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件…………… (建築課) 6
- 建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件…………… (//) 8

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (//) 9
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 10
- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村及び住民からの意見…………… (商工振興金融課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 14
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 15

登 載 依 頼

- アサリの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 16
- 宝石さんごの採捕制限…………… (//) 16
- 熊本県都市計画審議会の開催延期…………… (都市計画審議会) 16
- 熊本県私立学校審議会の開催延期…………… (私立学校審議会) 16

正 誤

- 令和2年(2020年)2月7日熊本県告示第93号(人吉救急医療圏の救急病院等に関する認定)中…………… (医療政策課) 17

告 示

熊本県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定される 衝撃に関する事項
玉ノ木①	小国町杖立	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社久保田自動車	やすらぎの郷 樹里	球磨郡水上村大字岩野90番地2	令和2年 (2020年)2月18日	通所介護

熊本県告示第147号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として令和2年（2020年）2月19日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	バツイチ熟女の性欲 三十路は後ろ好き（オーピー） やくざ観音 情女仁義（新日本映像） 喪服未亡人 危険な戯れ（新東宝映画） 牝と淫獣 お尻でクラクラ（オーピー） 究極尻美人 抜かないで（新日本映像） 激イキ奥様 仕組まれた快樂（オーピー） 令嬢たちの狂乱 ダブル縄祭り（新日本映像） 性犯罪捜査 暴姦の魔手（オーピー） ザ・恥毛と縛り（新日本映像） 人妻ねらい 熟女のあえぎ（新東宝映画） ホロ酔いの情事 秘め事は神頼み（オーピー） お柳情炎 縛り肌（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第148号

昭和60年3月27日熊本県告示第271号の11（熊本県収納代理金融機関事務取扱要領）の一部を次のように改正し、別表第2の改正規定は令和2年1月25日から、別表第1の改正規定は令和2年2月17日から適用する。
令和2年2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別表第1 肥後銀行本店の項の次に次のように加える。

肥後銀行合志支店	熊本県信用組合合志支店
----------	-------------

別表第2 肥後銀行天草支店の部熊本県信用組合本渡支店の項中「熊本県信用組合高浜支店」を削る。

熊本県告示第149号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和2年（2020年）2月28日から当該港湾施設の供用を開始する。
令和2年（2020年）2月28日

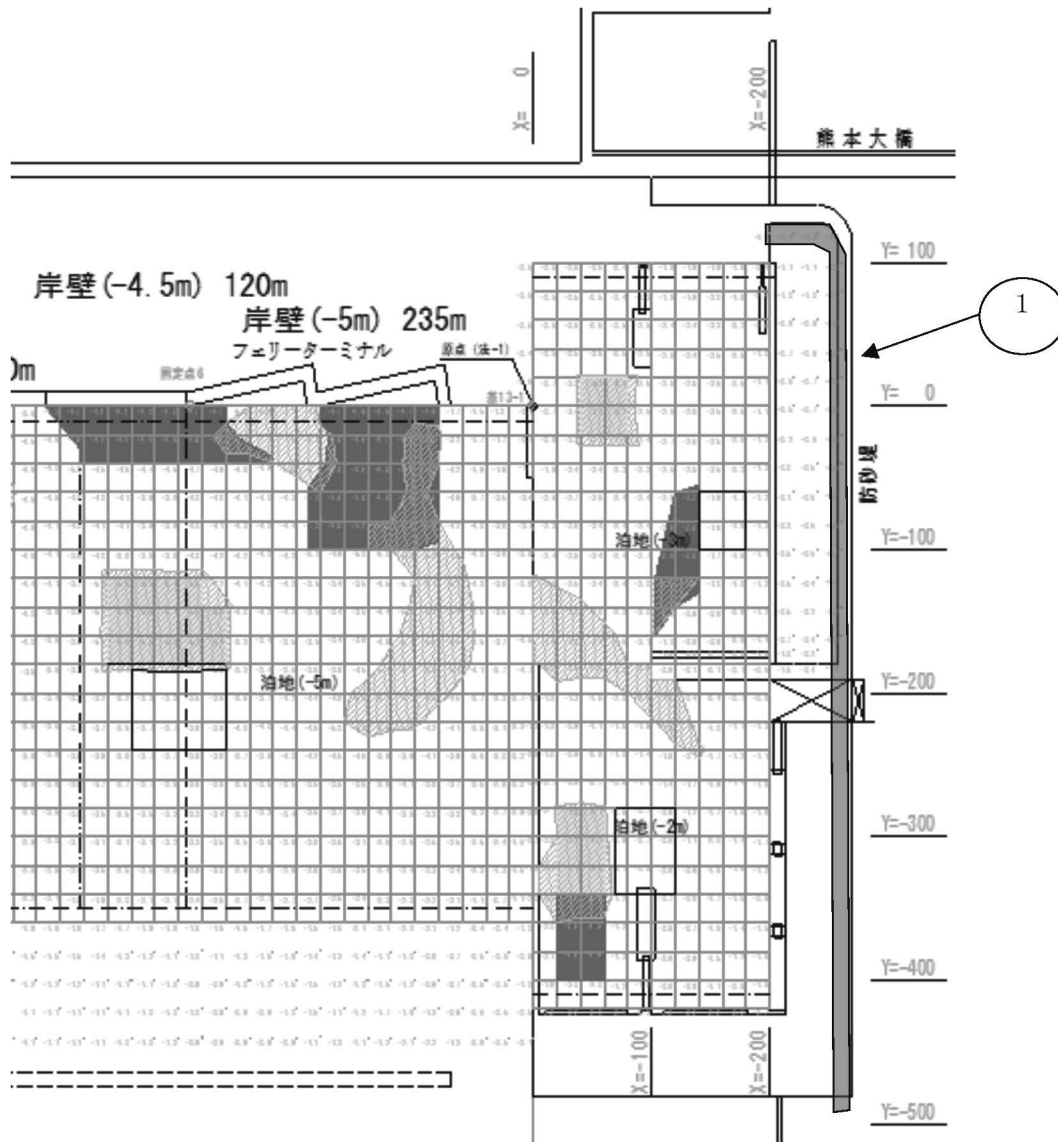
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所 在 熊本市西区新港地内

3 概 要

番 号	種 類	数 量	能 力
①	防砂堤	延長 888.7メートル	自立式鋼矢板

4 位置図



熊本県告示第150号

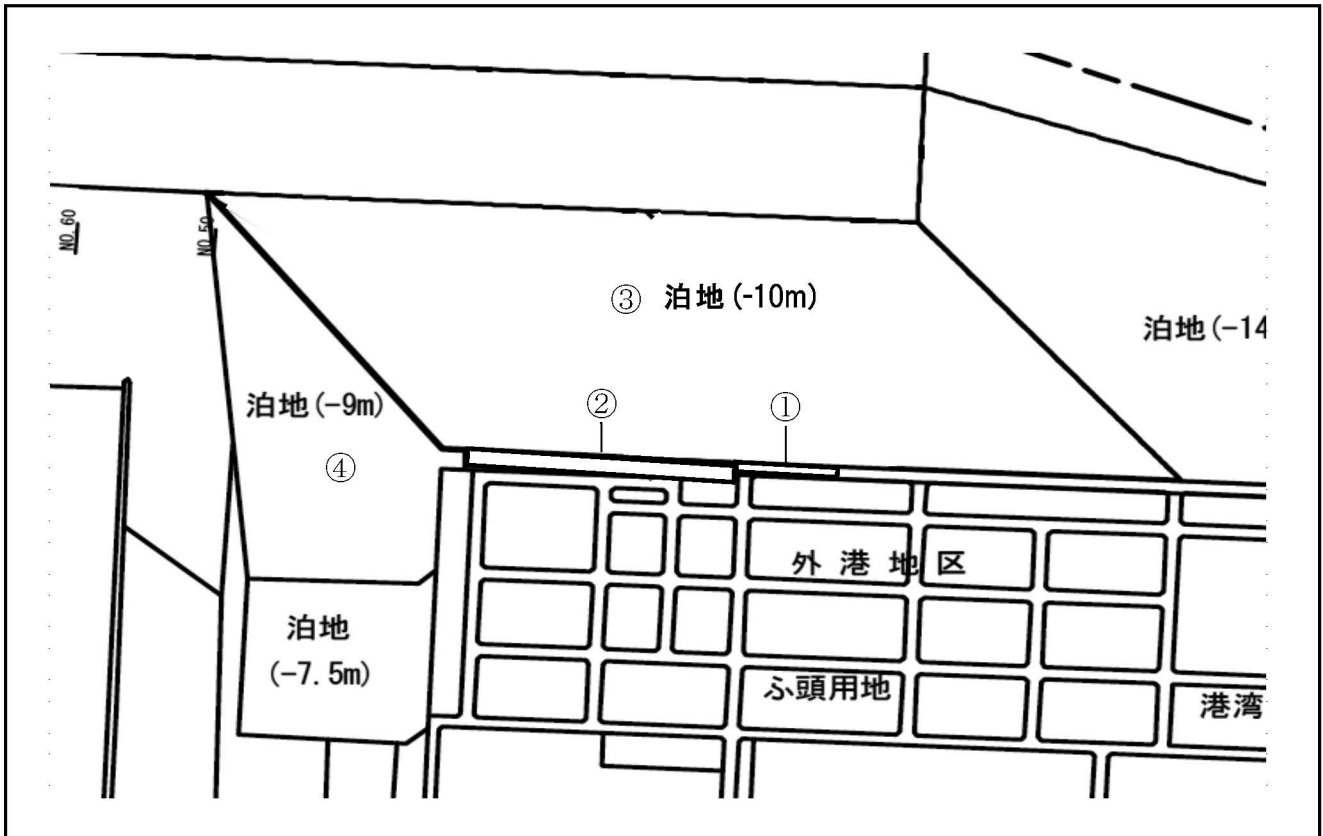
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和2年（2020年）3月3日から当該港湾施設の供用を開始する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 八代港
- 2 所在 八代市新港地先
- 3 概要

番 号	種 類	数 量	能 力
①	岸壁	延長 95.00メートル	-10m 矢板式
②	岸壁	延長 390.01メートル	-10m ジャケット式、栈橋式、矢板式
③	泊地	面積 420,312 平方メートル	-10m
④	泊地	面積 121,114 平方メートル	-9m



熊本県告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CLG	精神科特化訪問看護ステーション Crutoココロ 光の森	菊池郡菊陽町津久礼2386-3	令和2年（2020年）3月1日	訪問看護

熊本県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社CLG	精神科特化訪問看護ステーション Crutoココロ 光の森	菊池郡菊陽町津久礼2386-3	令和2年（2020年）3月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）2月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字北神掛 1053番1地先から 同所 1052番1地先まで	102.7	災害復旧
-------	-------	---	-------	------

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)2月28日

熊本県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)2月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	仏原高森線	上益城郡山都町大字仏原字桑鶴 96番1地先から 同所 104番1地先まで	148.0	防安交

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)2月28日

熊本県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)2月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市森北字地藏ノ上 1459番3地先から 菊池市森北字迫畑 1083番2地先まで	1318.3	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)2月29日

熊本県告示第156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)2月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池市旭志小原字下尾迫 1430番3地先から 菊池市旭志尾足字上の鶴 409番4地先まで	85.4	防安交

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)2月28日

熊本県告示第157号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類

社会福祉法人明 芳会 熊本市東区長嶺 南四丁目12番 65号	介護付有料老人 ホーム ヴィ ラ・九品寺 熊本市中央区九 品寺三丁目9番 5号	4 3 1 1 0 0 2 8 1	令和2年(20 20年)2月1 9日	有料老人ホ ーム
--	--	-------------------	--------------------------	-------------

熊本県告示第158号

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号の規定により、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年(2020年)3月1日から施行する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 次の表の(あ)欄に掲げる学校において、同表(い)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては修了)した後、それぞれの区分に応じ、同表(う)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1各号の規定中「40単位」とあるのを「30単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号に規定する科目	2年
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1各号に規定する科目	0年
	令和元年国土交通省告示第749号の第1各号の規定中「40単位」とあるのを「30単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「15単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	3年

(注) (い)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の(あ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(い)欄に掲げる年数以上で、同表(う)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(え)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第1各号に規定する科目	0年
		令和元年国土交通省告示第749号の第1各号の規定中「40単位」とあるのを「3	1年

旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校		0単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「15単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「10単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	4年

(注) (う) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(あ) 欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(い) 欄に掲げる年数以上で、同表(う) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(え) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1各号の規定中「40単位」とあるのを「30単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「15単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「10単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	4年

(注) (う) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前に昭和48年熊本県告示第179号（以下「旧告示」という。）第1号から第3号まで若しくは第6号から第8号までに掲げる課程を修めて卒業し又は旧告示第9号若しくは第10号に掲げる検定に合格し、建築に関する実務の経験をこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号から第3号まで若しくは第6号から第8号まで又は第9号若しくは第10号（以下この号において「旧告示第1号等」という。）に定める年数に満たない年数しか有しない者で、改正法施行日以後に改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの
 6 改正法施行日前から引き続き旧告示第1号若しくは第3号に掲げる課程のうち建築に関する実務の経験を有することとを必要としない者又は旧告示第4号に掲げる課程に在学する者で、これらの課程を修めて卒業した者
 7 改正法施行日前から引き続き旧告示第1号から第3号まで又は第6号（以下この号において「旧告示第1号等」という。）に掲げる課程に在学する者で、改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1

号等に定める建築に関する実務の経験年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

- 8 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

熊本県告示第159号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定により、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年（2020年）3月1日から施行する。

平成20年（2008年）熊本県告示第1045号の2（建築士法第15条1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件）は、令和2年（2020年）2月29日限り、廃止する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 次の表の（あ）欄に掲げる学校において、同表（い）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（う）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号に規定する科目	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1の各号の規定中「20単位」とあるのを「15単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1年

(注) (い)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の（あ）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（い）欄に掲げる年数以上で、同表（う）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（え）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「15単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1年

	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「10単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	2年
--	----	---	----

(注) (う) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(あ) 欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(い) 欄に掲げる年数以上で、同表(う) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(え) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号に規定する科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「15単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1各号の規定中「20単位」とあるのを「10単位」と読み替えた場合における当該各号に規定する科目	2年

(注) (う) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(以下「改正法施行日」という。)前に昭和48年熊本県告示第179号(以下「旧告示」という。)第1号から第3号まで又は第6号から第8号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業したもの
- 6 改正法施行日前に旧告示第9号又は第10号に掲げる検定に合格した者
- 7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

公 告

熊本県公告第105号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営岩野地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営岩野地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年(2020年)3月2日から令和2年(2020年)3月30日まで
- 3 縦覧場所
多良木町役場、水上村役場

熊本県公告第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営岩野地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営岩野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年（2020年）3月2日から令和2年（2020年）3月30日まで
- 3 縦覧場所
多良木町役場、水上村役場

熊本県公告第107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代市迎町二丁目九号10番地
- 2 築造者の氏名 株式会社協和開発
- 3 道路の位置 宇城市小川町河江字前田218番1
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 52.30メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）2月12日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第293号

熊本県公告第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字宮ノ本2009番1
247.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字辻の城339番地1市ノ後団地8棟405号
渡邊 勇気

熊本県公告第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字境1324番3
333.87平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字寺迫1325番地8グリシーナ80 201号
藤 祐樹

熊本県公告第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字金畑2445番10及び同2445番13
307.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪五丁目7番22-403号
佐澤 周平

熊本県公告第111号

八代市に事務所を置く八代市平山土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	米山 輝男	八代市敷川内町3780番地

熊本県公告第112号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により令和元年（2019年）9月30日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び第2項の規定により天草市及び同市の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、意見書を縦覧に供する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターT A I Y O リンドマール店
天草市船之尾町279番6
- 天草市の意見の概要
 - 夜間の周辺地域への環境負荷（騒音・振動等）を最小限に抑えるよう注意すること。
 - 青少年の非行を未然に防ぐため、店内及び駐車場内での防犯対策に努めること。
- 天草市の区域内に居住する者から述べられた意見の概要
過日、新聞の折込み広告により、「地元説明会の案内について」の内容を知るところとなりました。
店舗所在地に隣接して居住する者にとっては、平穏な日常の生活環境にダメージを蒙る、変更内容であると理解いたしました。
「平成10年法律第91号大規模小売店舗立地法」によりますと、その目的は、第1条）“・・・周辺地域の生活環境の保持のため・・・”また、“・・・国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上・・・”とあります。その法律の精神の目指す所を実現するため、ご配慮賜りたく申し出る次第です。パンフに記載されている変更点は、①閉店時刻午前0時00分（これまでは午後8時30分）②来客用駐車場の利用時間帯午前9時00分～午前0時30分（これまでは、午前9時00分～午後9時00分）の2点ですが、このように変更して、実施されますと、夜の静謐な時間が削られ、日常生活の健全な運営が大いに蝕まれる事になります。
また、地域全体を夜型活動社会へと踏み出す一歩の後押しをしている様なものです。健全な社会生活というのは、昼間における活動的社會を言うのであって、夜型への過度な傾斜は、人類として好ましい事とは申せません。第4条経済産業大臣による「指針」で定められている事項に「2、二、ロ騒音の発生・・・地域の生活環境の悪化防止のため配慮すべき事項」があげられ、その主旨からすれば、現在、我々住民が享受している生活環境の維持は、当然なされるべきものであろうと考えています。
店舗の終業時刻が繰り延べになり、駐車場の利用が日にちを超えて翌日まで食い込むことは、何処からともなく人々が集まり、よからぬ事を若起する事に他なりません。お願いですが、行政機関として、店舗設置者に対して、“終業時刻及び駐車場利用最終時刻”については、これまで通りとする様に、行政指導を果たして頂けないものでしょうか。
とはいえ、これでは、余りにも、木で鼻を括るような事になりますので、最低限、次の様に纏めて頂けないものでしょうか。
営業が翌日へなだれ込む事がない様に、店舗の終業は午後11時まで、駐車場の利用は午後11時30分まで。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務振興課
令和2年（2020年）2月28日から令和2年（2020年）3月28日まで

熊本県公告第113号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮本 初雄	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字所島字萱無田1173番ほか3筆
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字所島字牛合884番
山下 真功	熊本市東区小峯	熊本市東区戸島町2597番1ほか1筆
野田 大靖	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字西長田636番
宮崎 優	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字西長田627番ほか5筆
山内 秀嗣	熊本市東区画図町東	熊本市東区画図町大字上無田字東五反田217番
南 義徳	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字所島字無田口88番ほか25筆
岡松 幸一	熊本市東区小峯	熊本市東区戸島五丁目3948番2ほか4筆
岡松 賢一	熊本市東区沼山津	熊本市東区長嶺南八丁目778番1ほか5筆
有限会社九州セレクト	熊本市東区戸島西	熊本市東区小山町1798番ほか1筆
瀬上 丈治	熊本市東区鹿埴瀬町	熊本市東区吉原町50番2ほか3筆
ウシジマ青果株式会社	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字柚木2810番ほか2筆
上野 義一	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字狸穴615番5ほか5筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区御幸笛田町字迎井尻1545番3
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区南高江四丁目2200番1
吉岡 優作	熊本市南区元三町	熊本市南区八幡二丁目1109番3ほか3筆
川上 栄一	熊本市南区八幡	熊本市南区八幡四丁目1125番
川上 喬司	熊本市南区砂原町	熊本市南区奥古閑町字新開4280番ほか4筆
田上 真智美	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字長田1658番ほか3筆
内田 孝義	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字採蠟司開55番1ほか1筆
株式会社ミチファットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田北二番割3851番ほか3筆
大橋 勝利	熊本市南区富合町釈迦堂	熊本市南城区南町赤見字犬作691番ほか1筆
大橋 勝利	熊本市南区富合町釈迦堂	熊本市南区富合町大町字古川786番
大橋 勝利	熊本市南区富合町釈迦堂	熊本市南城区南町赤見字高田565番ほか2筆
濱田 元浩	熊本市南区富合町上杉	熊本市南区富合町上杉字小芦袋470番2ほか1筆
楽農家合同会社	熊本市中央区八王寺町	熊本市北区植木町色出字葶扱1321番ほか4筆

中村 正光	熊本市北区龍田	熊本市北区龍田三丁目2531番118
農事組合法人走瀧	宇土市走瀧町	宇土市走瀧町字走瀧923番
西岡 義人	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字六番割1188番1ほか1筆
宮本 敏明	八代市松江本町	八代市郡築一番町17番1ほか1筆
井副 祐二	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫2235番1

2 認可年月日
令和2年(2020年)2月21日

熊本県公告第114号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 晋也	上益城郡甲佐町世持	上益城郡甲佐町大字世持字池田63番ほか1筆
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字七反坪2233番3
坂田 光也	荒尾市水野	荒尾市荒尾字七反坪2233番1
垣田 吉穂	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字笹尾2114番4
垣田 吉穂	荒尾市荒尾	荒尾市荒尾字笹尾2111番5
荒木 昭典	玉名郡長洲町宮野	荒尾市荒尾字沖田3339番1
荒木 昭典	玉名郡長洲町宮野	荒尾市荒尾字沖田3341番1ほか2筆
荒木 昭典	玉名郡長洲町宮野	荒尾市荒尾字沖田3339番2ほか2筆
森川 保雄	荒尾市川登	荒尾市川登字後田598番ほか11筆 〔一時利用地 荒尾市川登字日渡14番4ほか1筆〕
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市小島字烏島306番1ほか17筆
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市岱明町野口字本新谷1274番1ほか9筆
亀丸 彰彦	玉名市天水町竹崎	玉名市天水町部田見字西開1923番1ほか3筆
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天字二ノ切7460番ほか1筆
林田 政継	玉名市天水町立花	玉名市天水町部田見字牟田396番1ほか2筆
農事組合法人よなだ	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字下坂下字山ノ田2004番2
吉永 浩將	福岡県大牟田市大正町	玉名郡南関町大字関町字東下原707番1ほか2筆
西原 昌徳	福岡県大牟田市三池	玉名郡南関町大字関町字東下原760番1ほか2筆
池上 義隆	玉名郡南関町豊永	玉名郡南関町大字豊永字高ケ下3654番1
農事組合法人やまうち夢の郷	山鹿市鹿央町大浦	山鹿市鹿央町梅木谷字大町357番ほか3筆
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字栄田2486番ほか8筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)2月21日

熊本県公告第115号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大柿 章治	人吉市中神町大柿	人吉市中神町字大柿字瀬頭378番ほか3筆
村並 誠	人吉市下永野町	人吉市下永野町字永前田1153番ほか12筆
永田 重信	人吉市下永野町	人吉市下永野町字文珠ノ前341番ほか1筆
永田 重信	人吉市下永野町	人吉市上永野町字津留700番
高原 逸夫	人吉市上永野町	人吉市上永野町字津留718番1
山本 国広	人吉市矢黒町	人吉市下永野町字射場ノ元1177番ほか2筆
永田 良一	人吉市上永野町	人吉市下永野町字永前田1142番1ほか2筆
合同会社タハラファーム	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字大堀441番1ほか7筆
合同会社タハラファーム	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字大堀468番1ほか1筆
合同会社タハラファーム	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字砂田234番3ほか1筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)2月21日

熊本県公告第116号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松岡 慎也	八代市千丁町新牟田	八代郡氷川町新田字豊ノ内74番
中原 誠	人吉市下原田町西門	人吉市上原田町字菖蒲字小園191番ほか3筆
柳原 さやか	人吉市西間下町	人吉市上原田町字菖蒲字小園183番
森山 政臣	人吉市上林町	人吉市上原田町字菖蒲字中菖蒲1439番ほか2筆
大無田 満浩	球磨郡球磨村三ヶ浦	人吉市上原田町字上原字八反堀1333番ほか3筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前1662番ほか20筆
上原 日出一	人吉市上原田町上原	人吉市下原田町字嵯峨里字樽ノ口1849番1ほか5筆

農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字中鶴7393番1ほか2筆
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字古山ノ神2066番1ほか5筆
野口 竜二	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原二丁目字塚原171番1ほか2筆
松崎 清信	天草市有明町上津浦	天草市有明町上津浦字前大野3074番1
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字市山2311番ほか13筆
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市新和町大宮地字中鶴4271番
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字濱田4717番5
大新牧場森岡畜産合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字馬場4437番1ほか1筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)2月21日

熊本県公告第117号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字外牧字前畑293番1ほか335筆
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字外牧字前畑325番ほか4筆
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池郡大津町大字矢護川字中水足2690番18ほか2筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)2月21日

熊本県公告第118号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条の2第1項の協議に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字安永字八反畠899番1、同899番2、同900番1、同900番2、同900番3、同901番、同902番、同903番、同904番、同905番、同906番、同907番及び同908番
14,773.61平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
独立行政法人都市再生機構九州支社

熊本県公告第119号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡御船町大字高木字菅原3436番、同3437番、同3438番、同3439番、同3440番、同3443番、同3444番、同3445番2及び里道

4, 996.50平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

八代市渡町1289番地の1

株式会社ランドウィル

登 載 依 頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第181号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移殖する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

令和2年(2020年)2月28日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

宇城市(有明海側を除く。)から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、殻幅12ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和2年(2020年)3月1日から令和4年(2022年)2月28日まで。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第182号

宝石さんご(アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」という。)の資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和2年(2020年)2月28日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第43条の2(さんご類の採取制限)に規定する海域を除く。

2 指示の有効期間

令和2年(2020年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで。

熊本県都市計画審議会公告第2号

令和2年(2020年)3月3日(火)に開催を予定していましたが「第156回熊本県都市計画審議会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を延期することとしましたのでお知らせします。

なお、延期後の開催日については改めてお知らせします。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県都市計画審議会

【以下、延期を決定した内容】

1 日時

令和2年(2020年)3月3日(火)午前10時00分から正午まで

2 場所

熊本市中央区水前寺公園28-51

ホテル熊本テルサ 3階たい樹

3 議題

【審議】

(1) 荒尾都市計画道路の変更の件(万田下井手線)

(2) 荒尾都市計画道路の変更の件(野原線)

(3) 長洲都市計画道路の変更の件(赤田上沖洲線)

4 問合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部道路都市局都市計画課)

電話番号: 096-333-2520

熊本県私立学校審議会公告第3号

令和2年(2020年)3月2日(月)に開催を予定していましたが「熊本県私立学校審議会」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を延期することとしましたのでお知らせします。

なお、延期後の開催日については改めてお知らせします。

令和2年(2020年)2月28日

熊本県私立学校審議会

【以下、延期を決定した内容】

1 開催日時

令和2年(2020年)3月2日(月)
午前10時から午前11時まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

【諮問事項】

- (1) 認定こども園への移行に伴う幼稚園(2園)の廃止認可について(公開)
- (2) 鎮西中学校の廃止認可について(公開)

4 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班)
(096-333-2064)

正 誤

令和2年(2020年)2月7日熊本県告示第93号(人吉救急医療圏の救急病院等に関する認定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	34	1月31日から	4月1日から
1	38	4月1日から	1月31日から